

株式会社サブ・グリーン有料職業紹介業務の運営に関する規程

第1条 求人

- 1 当事業所は、国内の全職種（法令により職業紹介が禁止又は制限されている職業を除く。）について、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
- 2 ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認められる場合又は職業紹介事業者として適当でないと認められる場合には受理しません。
- 3 求人の申込みは、所定の求人票によりお申し込みいただきます。来所のほか、郵送、電話、電子メールその他の方法による申込みも受理します。

第2条 求職

- 1 当事業所は、国内の全職種（法令により職業紹介が禁止又は制限されている職業を除く。）について、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
- 2 ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 3 求職の申込みは、所定の求職票により受け付けます。

第3条 紹介

- 1 求職者には、その希望及び能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう努めます。
- 2 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう努めます。
- 3 紹介に際しては、求職者に対し、従事する業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面又は電子的方法により明示します。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状の発行その他適切な方法により紹介を行います。

第4条 個人情報の取扱い

- 1 個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者とします。
- 2 当事業所は、求職者及び求人者の個人情報を職業紹介事業の目的の範囲内で利用し、本人の同意なく第三者へ提供しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。
- 3 個人情報の訂正、追加、削除等の申出があった場合には、遅滞なく対応します。

第5条 苦情処理

- 1 求職者又は求人者からの苦情については、誠意をもって対応します。
- 2 苦情処理責任者は職業紹介責任者とし、苦情の内容を調査のうえ、速やかに解決に努めます。

第6条 手数料

求人者から徴収する職業紹介手数料は、別紙手数料表のとおりとします。求職者からは手数料を徴収しません。

第7条 返戻金制度

当事業所は返戻金制度を設けています。

紹介により就職した者が自己都合退職又は本人の責めに帰すべき事由により退職した場合には、求人者との契約に基づき次のとおり紹介手数料を返還します。

入社後 1 か月以内の退職 紹介手数料の50

入社後 3 か月以内の退職 紹介手数料の30

なお、詳細は個別の契約書によるものとします。

第 8 法令遵守

当事業所は、職業安定法その他関係法令及び関係通達を遵守し、適正な職業紹介事業を運営します。

附則

本規程は令和 8 年 4 月 / 日より施行する。